4　前条第二号の送信の方式のうち、高度狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波のスペクトルの許容範囲は、別図第八に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第九に示すものであること。

5　前条第三号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波のスペクトルの許容範囲は、別図第十に示すところによること。

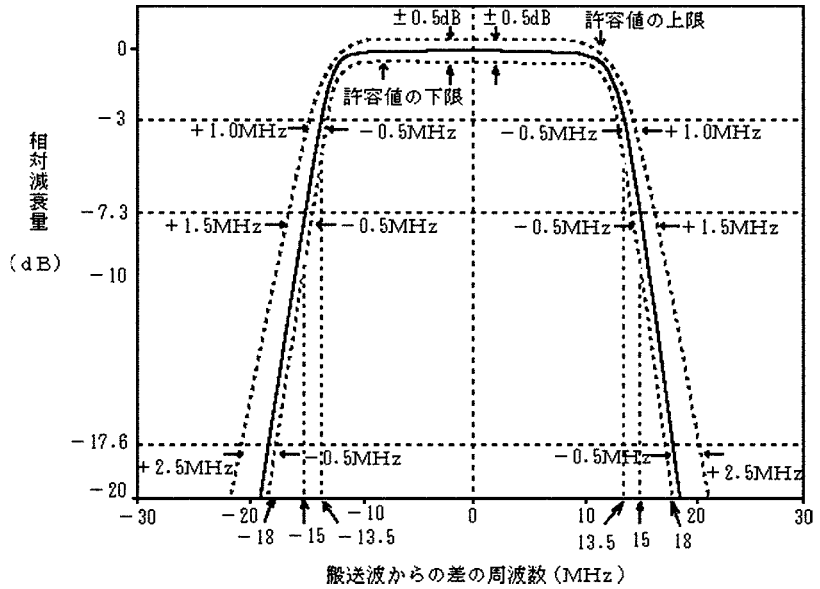
五　アパーチャ補正は、別図第十一に示すものであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

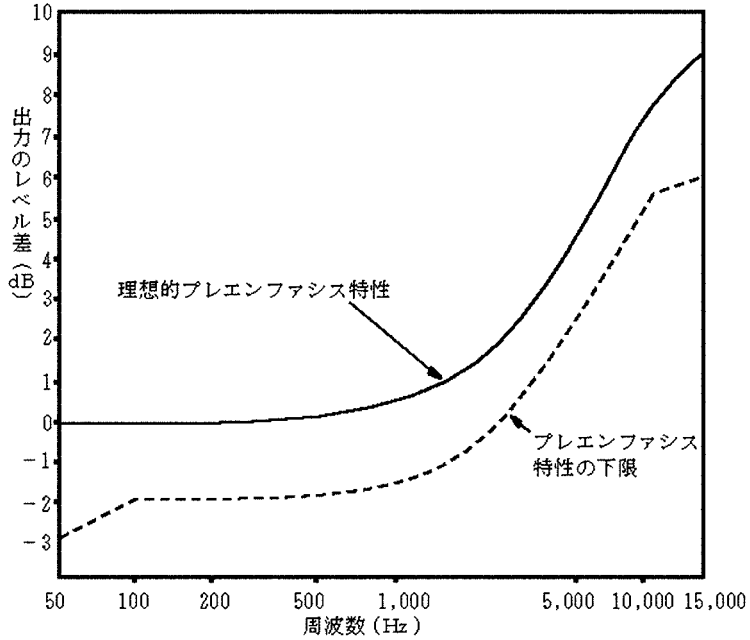
別図第一　ろ波器の周波数特性（第４条第１項第３号関係）



注１　相対減衰量は、搬送波周波数における振幅の自乗値を０dBとしたときの値（単位dB）とする。

2　ろ波器の振幅の自乗の周波数特性は、$\frac{1}{1+\left(\frac{f}{13.5}\right)^{14}}$（ｆは、MHzを単位とした搬送波周波数からの差の周波数）とする。

別図第二　音声信号のプレエンファシス特性（第４条第１項第４号関係）



別図第三　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲（第４条第２項第１号、第４条第３項第１号、第４条第４項第１号及び第４条第５項第１号関係）

1　走査線数が525本であって、走査方式が１本おき及び順次の場合の水平同期信号

(1)　水平同期信号の波形

